

国道 11 号広島ランプパークアンドサイクルライド駐車場・駐輪場利用規約

第 1 条 目 的

本規約は、パーク&サイクルライドシステム利用促進のため自家用車から自転車への乗換えがスムーズに行えるように、駐車場・駐輪場環境の良好な状態を保持し、快適に駐車場・駐輪場の利用が図られるよう定めるものです。

第 2 条 駐車場・駐輪場使用上の注意事項

1. 駐車場・駐輪場内の事故・盗難については、一切の責任を負いません。
2. 台風・風水害・自身・火災・落雷等の天災地変による自然災害その他不可抗力による損害については一切の責任を負いません。
3. 出入庫不能により利用者が被った直接村外及びその他の派生損害、間接損害等については一切の責任を負いません。
4. 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルについては一切の責任を負いません。
5. 駐車場・駐輪場内では、案内標識・表示に従い安全に留意して下さい。
6. 駐輪場に駐輪される自転車には、事務局より発送するステッカーを必ず貼り付けてください。
7. 駐車場・駐輪場内では、騒音を発しないで下さい。
8. 駐車場・駐輪場内に自動車・自転車以外のものを置かないで下さい。
9. ガソリン・揮発油など引火性の高いもの、その他発火性の高い危険物等を持ち込まないで下さい。
10. 区画された駐車・駐輪スペースに駐車・駐輪し、それ以外に駐車・駐輪しないで下さい。特に入出場ゲート付近には駐車・駐輪しないで下さい。
11. 入出場にあたっては、他の利用者の迷惑にならないよう迅速にお願いいたします。
12. 深夜・早朝の入出場においては周辺住民の方に迷惑をかけないように注意して下さい。
13. 前 5～10 号に掲げるものの他は、全て管理者の指示に従って下さい。
14. 北側駐車場には車高が 1m80cm を超える自動車は駐車できませんのでご注意下さい。
15. 本駐車場・駐輪場について事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき及び管理上支障がある場合に車両の移動その他必要な処置を講ずる場合があります。

第 4 条 「駐車カード」貸出手続き

車を当駐車場へ駐車するには入場ゲートを開閉するための「駐車カード」が必要です。①申請され、②運転免許証を提示され、③利用条件にあえば「駐車カード」を貸出いたします。

1. 利用条件; 以下の2つの事項を満たす方が対象となります。
 - ① 広島ランプ付近(およそ 1km 圏内)に居住又は通勤通学されていない方。
 - ② ご自身で自転車をご用意いただける方。
2. 手続き方法; 徳島河川国道事務所 HP から申請の上、運転免許証のコピーをご提出ください。
住所、電話番号等、申請内容に変更が生じた場合も速やかに変更手続きを行って下さい。

第 5 条「駐車カード」の有効期限等について

1. 利用開始日から1年間です。
2. 1年間経過後、当駐車場の継続利用を要望される方は徳島河川国道事務所 HP から変更申請を行い継続手続きを行ってください。
3. 有効期限を過ぎて 1 ヶ月以内に利用継続の手続きをしない場合は貸与中のカードの使用ができなくなります。ご注意ください。
4. 継続・更新等について
・「駐車カード」の継続手続きは駐車カード有効期限の一週間前から可能です。

第 6 条 駐車カード紛失・破損時の対処

1. 故意もしくは重大な過失により駐車カードを紛失又は破損した場合には弁済していただくことがあります。ご注意ください。

カードを紛失又は破損した場合は速やかに下記まで連絡して下さい。

平日(土、日、祝日、年末年始除く)の午前 8:30～午後 5:00 まで

国土交通省 徳島河川国道事務所 計画課 Tel088-654-9612

第7条 緊急時の対処

1. 機器の異常動作等により緊急を要する事態が起こった場合は遮断機に備え付けのインターホンにて速やかに連絡して下さい。

本規約は、令和4年11月1日より適用する。